

平成 30 年 9 月 21 日

太子町長 服 部 千 秋 様

太子町行財政審議会

会長 土 井 弘



特別職の給料及び報酬の見直しについて（答申）

平成 30 年 9 月 18 日付け太総務第 548 号にて諮問のあった標記の件について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

特別職の給料及び報酬については、平成 25 年 11 月開催の太子町行財政審議会答申に基づく改定により、平成 26 年度以降の見直しが行われているが、一定年数が経過したことを受け、現在の本町の財政状況及び社会経済情勢等を踏まえた上で、当該給料等の水準が適正であるかを検証する必要があるため、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料に基づいて慎重な審議を行った。

(1) 本町の財政状況及び社会経済情勢等による検証

本町の財政状況について、その判断の指標となる健全化判断比率を検証すると、平成 29 年度決算においては実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字が確保されている。実質公債費比率については、庁舎建設にかかる起債が影響し、0.3 ポイント悪化、将来負担比率も 0.6 ポイント上昇しており、加えて、今後も老朽化施設の対応が必要であることから、これまで以上に計画的な財政運営が求められている。

今後の財政見通しについては、来年予定されている消費税率の引き上げにより、地方消費税交付金の歳入増加は見込まれるものの、歳出においても増加を伴うことに留意が必要である。また、歳入の根幹である町税については、景気は緩やかに回復しているものの、税収への効果は不透明であり、大きな期待はできないことに加え、少子高齢化社会の進展に伴い、社会保障にかかる扶助費の増加と、高度経済成長期に建設された施設の更新経費の増加が見込まれる。

一方、社会経済情勢については、内閣府の平成 30 年 9 月の月例経済報告において、個人消費の持ち直し、設備投資の増加により「景気は緩やかに回復しつつある。」とされており、先行きについては、

雇用・所得環境の改善が続く中で、引き続き緩やかな回復基調が期待されるが、通商問題の動向や、金融資本市場の変動の影響に加え、相次いでいる自然災害の経済に与える影響など、今後の情勢に注視が必要である。

特別職の職務は、複雑かつ高度で、多様化する行政需要の増加や、地方分権の進展に伴い益々重要となっているため、その職責に見合った給料及び報酬が必要と思われるが、現在の町の財政状況及び社会経済情勢から総合的に判断して、給料及び報酬の額を引き上げるべき状況ではなく、他団体の動向等との均衡を図るべきである。

(2) 町長、副町長及び教育長の給料について

平成 30 年 4 月 1 日現在、本町と県内類似団体 3 町（猪名川町、稲美町及び播磨町。以下「類似 3 町」という。）の町長、副町長及び教育長の給料月額を比較したところ、本町が行っている時限的な減額措置をいずれも行っておらず、町現行条例に規定する額について、類似 3 町を下回っている。

このことから、本来であれば、町長等の職責や、類似 3 町との均衡等に鑑み、現在の減額措置を廃止することも一考されるところであるが、先行き不透明な社会経済情勢等に加え、今後の町財政見通しについても予断を許さない状況であることを踏まえると、現状を据え置くことが適当であると考ええる。

(3) 非常勤特別職等の報酬額について

類似 3 町、近隣市及び近隣町、それぞれの比較単位で検証したところ、教育委員会委員及び監査委員に係る報酬額については、本町は高い支給水準にあり、その均衡について検討する必要がある、また、選挙投票立会人の報酬額については、1 時間当たりの単価が、平成 30 年 10 月 1 日以降の兵庫県最低賃金（871 円）を下回っており、これを考慮する必要があると考える。

上記以外の非常勤特別職等の報酬額については、各検証単位において均衡が図られており、据え置くことが適当であると考ええる。

3 結論

(1) 町長、副町長及び教育長の給料月額について

町長、副町長及び教育長の給料月額については、据え置くことが適当である。

(2) 非常勤特別職等の報酬額について

教育委員会委員及び監査委員に係る報酬額については、類似 3 町、近隣市及び近隣町などの検証単位における均衡を念頭に、今年度中に、改定も含めた検討を実施されたい。

また、選挙投票立会人の報酬額については、平成 30 年 10 月 1 日以降の兵庫県最低賃金（871 円）

のみならず、近年の政府の施策（最低賃金の毎年 3%上昇等）を反映した社会経済情勢の変化等を踏まえ、適切に対応されたい。

なお、上記以外の非常勤特別職等の報酬額については、据え置くことが適当である。

(3) 附帯意見

町長、副町長及び教育長の給料については、今後の社会経済情勢の動向や、昨年度開催の本審議会においても審議・答申した、「町行政改革大綱（第 6 次）」の推進に伴う財政状況の推移等を注視し、次年度以降についても、見直しを含めた検討を実施されたい。